

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教科に関する専門的事項に関するワーキンググループ(家庭)  
(第3回)議事次第

令和5年7月11日(火)

13:30～15:30

W E B 会 議

1. 開会

2. 議事

- (1)教科に関する専門的事項に関するワーキンググループ(家庭)まとめ(案)について
- (2)その他

3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 教科に関する専門的事項に関するワーキンググループ(家庭)  
(第2回)主な意見
- 資料2 教科に関する専門的事項に関するワーキンググループ(家庭)  
まとめ(案)
- 資料3 今後のスケジュール

参考資料1 令和5年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業の3次  
公募について(事務連絡)

参考資料2 教科に関する専門的事項に関するワーキンググループ(家庭)  
(第2回)議事録

参考資料3 中学校学習指導要領解説(技術・家庭編)

参考資料4 高等学校学習指導要領解説(家庭編)

教科専門科目に関するワーキンググループ  
(家庭)(第2回) 主な意見

(科目区分全体について)

- 家庭科は生活を総合的に捉える教科である。「〇〇学」として各科目区分の内容を分断するのではなく、「食物」、「被服」のように、「学」を削除するのはどうか。
- 教職課程大学の開設のしやすさ、免許の取りやすさからは、中・高の科目区分が一致した方がよい。
- 高校家庭科は、専門教科としての位置付けもあるため、その学習内容も念頭に置く必要がある。
- 家庭科では、実習を通して認識的な内容を総合的に学んでいく。教員になる学生も実習で総合的な内容を習得するという機会が大事であり、衣食住各分野に実習等の表記があることが望ましい。

(「家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)」について)

- 家庭経営については、家政学会では「生活経営」という表記をしている。「生活経営学」という科目区分名にするのはどうかという意見もある。
- 家庭経営学と家庭経済学については多くは同じ教員が担当していると思われるが、これに家族関係も含めて1つの科目区分となると大学としてやりにくいのではないか。
- 本学では、家庭経営学の指導は、本学専任教員が担当し家庭経済をスポット的に講師にお願いしていると聞いている。非常勤教員も加えながら、教職専任教員がこの科目区分のところは対応している。
- 本学では、現行の科目区分にそれぞれ最低2単位の概論的な科目を置いている。例えば「家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)」では、1つの授業科目の中でそれぞれの専門の教員が時間を分けて担当している。

(「被服学(被服製作実習を含む。)」について)

- 現状でも被服製作実習を大学で修得してきたのか疑問のある教員もいることを考えると、今回の見直しで削除するとその傾向に拍車をかけることを懸念する。ただし、本当に服を作るということが必要なのかは検討の余地がある。
- 被服学では被服そのもの、それらの調達・管理、環境との相互作用等を学ぶ。複雑な人体を覆う衣服がどういう構成になっているのかは理論上でも学べるが、

簡単なものでも作ってみることが重要。単なる製作実習ではなく、被服製作実習を維持すべき。

- 被服を製作することだけではなく、被服の補修やメンテナンスのような内容や、リユースの分野なども含めた内容として、「被服実習」とするのはどうか。

#### （「食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）」について）

- 「食物学」の括弧書きについて、栄養学や食品学が食物学に含まれる内容であることは必然であるため、「調理実習を含む。」だけでいいのではないか。
- 食物学の括弧書きは表記されている方が内容は明確。受講する学生、免許を取得する学生にとっても分かりやすい。衣食住で重きが置かれているのは食の領域であるため、一步踏み込んだ形であってもよい。
- 家庭科の教員の資質・能力に関して、農学ベースの食品学、生理学ベースの栄養学といった専門的分野に関する授業ばかりに終始すると、食生活全体を俯瞰できない教員が育つのではないかと懸念する。食生活を総合的に捉える科目区分が望ましい。
- これまでの科目区分の変遷を踏まえること、また、免許の取得の授与件数を増やすことを目指すのであれば新たな記述を増やすことは難しいため、食物学の科目区分はこのまま維持でよい。

#### （「住居学」について）

- 専門教科としての住居関係の科目を教員が教える際、深く学んでおくことは必要ではあるが、どこまで修得するのかという点を言い出すと切りがない。必ずしも全てを網羅する必要はないと考えるため、「製図を含む。」は科目区分としては不要ではないか。

#### （「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」について）

- 「ひと」を対象にする家庭科としては、ひとの生涯発達を捉え、高齢期に対応する学習も重要。家庭看護に関して、保育学の部分で特出しすることは課題と感じる。1つ目の科目区分の「家庭経営学」の中にある「家族関係学」を特出しして、保育学と並べて1つの科目区分にするのはどうか。現状のまま家庭看護を維持するのは問題があると思う。
- 家族としての視点で子供だけでなく、高齢者について学ぶような記述で検討することが考えられる。
- 保育学に家族関係を統合するような科目区分の組み替えは、現在本学に在籍

している教員では対応が難しい。保育学の区分には保育専門の教職専任教員がいるが、その教員が家族関係までは網羅できない。

- 本学では、「保育学」の授業科目については、教職専任教員が子育てから高齢期の様々な問題も含め、生涯発達の捉え方で授業をしている。
- 中学・高校生の他者との関わりの体験・経験が少なくなっている中で小さな子供と触れ合うという機会は貴重であるが、実習は触れ合い体験だけに限られないため、自由度のある記述でもよい。
- 何かの行為を明示した上での「〇〇制作実習」や「調理実習」であれば記述する必要があるかもしれないが、単に実習を含むということだけの記述であれば不要である。

（「家庭電気・家庭機械・情報処理」について）

- 現行の学習指導要領の内容を踏まえることや、免許状取得の負担軽減・大学の教職課程の開設のしやすさを考えると、削除する方向でよい。

教員養成部会 教科に関する専門的事項に関する検討委員会  
ワーキンググループ（家庭）まとめ（案）

1. 見直しの基本的な方向性

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第4条第1項表備考一号ヌにおいて、中学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校家庭科目区分」）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学
- ・ 保育学（実習を含む。）

また、施行規則第5条第1項表備考第一号ワにおいて、高等学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校家庭科目区分」）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学（製図を含む。）
- ・ 保育学（実習及び家庭看護を含む。）
- ・ 家庭電気・家庭機械・情報処理

本ワーキンググループでの検討の結果、中学校家庭科目区分及び高等学校家庭科目区分を次のように見直すことを求める。

- 中学校家庭科目区分については
  - ・ 「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。
  - ・ 「保育学（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。

- 高等学校家庭科目区分については、
  - ・「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。
  - ・「住居学（製図を含む。）」のうち、「（製図を含む。）」を削除する。
  - ・「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」のうち、「（実習及び家庭看護を含む。）」を削除する。
  - ・「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除する。

（参考）見直し後の中学校家庭科目区分及び高等学校家庭科目区分

#### 中学校家庭科目区分

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学
- ・ ~~保育学（実習を含む。）~~

#### 高等学校家庭科目区分

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ ~~住居学（製図を含む。）~~
- ・ ~~保育学（実習及び家庭看護を含む。）~~
- ・ ~~家庭電気・家庭機械・情報処理~~

## 2. 必要な移行措置等

1. を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 住居学（製図を含む。））を既に修得した者については、それぞれ改正後の科目（例 住居学）を修得した者とみなすことができること。
- 既に修得した又は卒業までに修得する「家庭電気・家庭機械・情報処理」の単位については、改正後の「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位としてみなすことができること。
- 今回の改正により、中学校家庭科目区分と高等学校家庭科目区分が完全に一

致することになる。このため、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第八の規定により中学校教諭普通免許状「家庭」を基礎として高等学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合について、特定の高等学校科目区分を大学独自科目に含める規定は削除すること。

- 中学校、高等学校ともに免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じること。

## 今後のスケジュール（予定）

○第3回 家庭WG 7月11日（火）

（※参考：技術・情報WG 7月6日（火）  
理科WG （第2回で終了）

■第2回検討委員会 7月21日（金）

■中央教育審議会教員養成部会 8月中旬